

7・3 STCW 条約

7・3・1 国際ガス燃料船安全コード(IGF コード)の改正を受けた STCW 条約改正

1. 危険物等取扱責任者(低引火点燃料)資格の新設

IGF コードの改正を受けた STCW 条約改正が行われたことに伴い、2017 年 10 月 1 日に船員法施行規則が改正され、IGF コード適用船に乗り組む船員資格「危険物等取扱責任者(低引火点燃料)」が規定された。

これにより、低引火点燃料を燃料とする船舶、すなわち液化天然ガス(LNG)燃料船には、職務に応じて当該資格を持つものを乗り込ませることとなった。

2. 内航船における甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)資格の取得要件の特例

内航船運航事業者において、甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)資格(以下、甲種資格)取得に必要である LNG 燃料船における乗船履歴や LNG 燃料の補油作業の機会(経験)が不足し、甲種資格の認定が困難となることが予想される。その為、国土交通省海事局船員政策課では、国海員第 215 号(平成 29 年 9 月 29 日付通達)において、甲種資格取得に必要な 1 ヶ月の乗船履歴および 3 回の補給作業の代替措置として、陸上における訓練を受講することで認定を受けることができるよう特例措置を規定した。ただし、当該代替措置にて取得した資格証明には、「上記資格は国内各港間のみを航行する船舶に限る。」との文言が入り、内航船のみ有効な資格となる。

なお、特例措置で取得した資格証明であっても、上記乗船履歴と補給作業回数を満たすことができれば、限定解除を申請することができる。

7・3・2 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約の包括的改正

2017 年 2 月開催の国際海事機関(IMO)第 4 回人的因子訓練当直小委員会(HTW4)において、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約(STCW-F 条約)の包括的改正に着手したが、時間的制約から日本政府をコーディネーターとしたコレスポンデンスグループが設置され、次回会合(2018 年 7 月)までに引き続き議論されることとなった。

当協会では、コレスポンデンスグループにおける意見照会への対応、ならびに国土交通省が開催する STCW-F 条約国内法制化検討会に参加し、STCW-F 条約にもとづいて教育が実施される可能性のある水産系教育機関(水産系高校や大学(水産系学部))の卒業生が、引き続き商船でも活躍できるキャリアパスを確保するよう意見の反映に努めた。